

仕様書

1 件名 集中管理公用車リース契約（乗車定員 8 人以上）

2 リース期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日まで（84 ヶ月間）

3 リース車両 車両数 1 台

4 車両の共通仕様及び付属品

- ・新規製造車両であること。
- ・国内自動車メーカーから販売されていること。
- ・普通自動車運転免許で運転できること。
- ・オートマチック車であること。
- ・キーは 3 本を要す。うち 2 本は賃借人が保管する。なお、残りの 1 本は原則として賃貸人が保管する。
- ・ボディカラーは白であること。
- ・車体側面と後部に黒文字で「近江八幡市」（約 5 cm 角）のネーム入れを行う。
- ・下記及び「別紙 1 特記仕様」の内容を満たすこと。ただし、テレビ視聴機能は必須ではない。

エアコン

パワーステアリング

A M / F M ラジオ

サンバイザー（運転席・助手席）

パワーウインドー（フロント及びリア）

ドアバイザー（フロント・後席）

フロアマット（キャビン内全部）

アシストグリップ（助手席側）

ツール（工具・保安用具）セット

ライト消し忘れ防止装置

集中ドアロック（キーレスエントリー付き）

エアバッグシステム

アンチロックブレーキングシステム（ABS）

衝突被害軽減自動ブレーキシステム

誤発進抑制機能

車線逸脱防止または警報機能

横滑り防止装置

バックカメラ・モニター（以下をすべて満たすこと）

- ・後退時に車両後方を確認できるバックカメラを装備すること。
- ・バックカメラの映像を運転席から確認できる専用モニターまたはディスプレイを装備すること。
- ・シフトを後退位置にした際、バックカメラ映像を自動的に表示できること。
- ・バックカメラ及びモニターは、後退時の安全確認を目的とした十分な視認性を有すること。

ドライブレコーダー（以下をすべて満たすこと）

- ・ 200 万画素以上
- ・ モニターが付属し車内で映像が確認できること
- ・ メモリーカード付属
- ・ 前後に 2 台または 360 度撮影できるもの 1 台で対応すること

ETC 車載器一式（音声スピーカー出力、新セキュリティ対応）

スマートフォン等の電源供給が可能な USB 等の電源端子

その他、当該車両に標準装備される安全運転支援装置

- ・ ETC、ドライブレコーダー、バックカメラ・モニターなどの電装品は車内の安全性及び電装系統への影響を考慮して適切に施工することとし、複数の機器で一つの電源を共有しないこと。必要な配線は運転操作及び乗降の妨げとならないよう処理すること。
- ・ 仕様や機能はメーカー独自の名称によるものを含むものとし、同等以上の性能を有するものであれば可とする。
- ・ 関係法令に違反しないようにし、使用上当然必要と思われる装備については装備させること。

5 車両の納入及び引取

- ① 納入日時：2 に記載のリース開始日午後 4 時 45 分まで（厳守）。納入日時の前倒しは可。
- ② 納入先等：近江八幡市桜宮町 236（市役所本庁舎西側駐車場）
- ③ 納入条件：燃料をタンク残量の半分以上補給して納車すること。
- ④ 引取：リース期間満了後の引取元等は上記②の納入先等と同じ

※ただし、引取元等については、契約期間中の使用担当部署の変更等に合わせ対応すること。

6 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中「使用者氏名又は名称」「使用者住所」「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違反することのないよう、納車時までに手続を行うこと。なお、所有者は賃貸人とし、所有者住所は賃貸人の住所とする。

- 使用者氏名又は名称：近江八幡市
- 使用者住所：近江八幡市桜宮町 2 3 6 番地
- 使用の本拠の位置：使用者住所に同じ

7 リースの方法

8 に掲げるメンテナンス付きでリースする。

8 メンテナンス内容

- ・ 定期点検(新車 1 ヶ月点検及び 12 か月毎)
- ・ 法定点検
- ・ 車検整備（継続車検）
- ・ 一般修理（架装部分を含む）
- ・ タイヤ交換（パンク修理含む。ノーマルタイヤへの交換は 4 月、スタッドレスタイヤへの交換は 1 1 月に実施すること。）

- ・バッテリー交換
- ・エンジンオイル及びエレメント交換
- ・点検時に必要な消耗品の交換及び補充
- ・タイヤ保管
- ・車検代車
- ・整備代車
- ・その他安全走行に必要な点検・修理
- ・リコール対応などが発生した場合には車両所管課に通知するとともにメーカーと所管課双方と調整の上、対応すること。

9 リース料の積算について

落札決定後、日付及び社名印を記入の上「月額リース料及び残価内訳表」（別紙２）及び「リース車両価格内訳表」（別紙３）を提出すること。

10 リース料の支払方法 毎月払い（履行後翌月払い）

11 リース料に含まれるもの

- (1) 車両登録諸費用
- (2) 自動車税（環境性能割）
- (3) 自動車税（種別割）
- (4) 自動車重量税（賃借期間の全額）
- (5) 自動車損害賠償責任保険料（賃借期間の全額）
- (6) 「８ メンテナンス内容」に定めるメンテナンスに要する費用
- (7) 登録抹消に要する費用
- (8) 車体表示抹消費用
- (9) その他、当然必要とする費用

12 その他

- (1) 納車時における車両の仕様確認について、別途近江八幡市が示す方法により行うこと。
- (2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (3) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先を表示すること。
- (4) 「８ メンテナンス内容」に定めるメンテナンスの発注先は、近江八幡市物品供給有資格者名簿に希望業種「自動車」の登録がある市内・準市内業者より選定すること。業者の一覧については、市 HP 掲載の競争参加資格有資格者名簿における「物品供給有資格者名簿」を参照すること。
- (5) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- (6) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
- (7) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、開庁日（近江八幡市の休日を定める条例（平成 22 年 3 月 21 日施行条例第 2 号）に規定する休日を除く日）については、受注者の可能な限り万全な体制で迅速に対応すること。

- (8) 車種、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関するデータベースを作成し、その情報を本市の必要に応じて提供すること。
- (9) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し提出すること。
- (10) リース契約満了後の車両は市から賃貸人に返却する。
- (11) リース期間満了後に引き取った車両は、速やかに車体表示を抹消すること。また、仕様書により貼付したその他のステッカーについても、すみやかに剥離すること。
- (12) 本市の車両運行管理業務全般に関し、支援を行うこと。
- (13) 本契約にかかる提出物、事務連絡等に使用する言語は、全て日本語にて行うこと。
- (14) 本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。

13 担当課及び問い合わせ先

近江八幡市桜宮町 236 番地 近江八幡市総務部管財課 TEL 0748-36-5525

特記仕様

種別用途	普通自動車 乗用
車体形状	ミニバン
月間走行距離	500km（見込み）
乗車定員	8人以上
その他	長距離の走行を想定し、以下の仕様を満たすこと。 ・ 2 列目および 3 列目の座席を有すること ・ 乗車人数や荷物の量に応じたシートアレンジが可能であること。 ・ 3 列目は折り畳みまたは格納が可能で荷室を拡大できること。 ・ 燃費が WTLC モード（国土交通省審査値）で 18km/L 以上であり、ハイブリッド車（シリーズハイブリッド可）であること。
参考車種 ※右記以外でも仕様を満たせば可	日産 セレナ ホンダ ステップワゴン トヨタ ノア